

〈かすみがうら市事業継続給付金 申請要領〉

～新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中小企業者の事業継続を応援します～

申請期間	令和3年1月15日(金) 必着 ※原則郵送で申請
------	-----------------------------

給付の概要

給付金名称	かすみがうら市事業継続給付金
給付対象者	<ul style="list-style-type: none">■ 市内に事業所を有する中小企業者又は個人事業主（みなし大企業を除く）<ul style="list-style-type: none">※ みなし大企業の定義は以下のとおり○発行済株式の総数又は出資価額の総数の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者○発行済株式の総数又は出資価額の総数の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 <ul style="list-style-type: none">■ 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から12月までのうち、2019年の同月比で売上（事業収入）が30%以上50%未満減少した月があること。■ 申請時点において、市税に未納のない方（納税の猶予の特例対象者を除く。）■ 代表者が過去に本給付金を受給していないこと。■ 暴力団関係者でない方■ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「生風俗関連特殊営業」（店舗型生風俗特殊営業、無店舗型生風俗特殊営業、映像送信型生風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業）又は当該営業に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」（接待飲食等営業、店舗型生風俗特殊営業、特定遊興飲食店営業等を営む者から委託を受けて行う営業）を行う者でない方■ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。■ 国の実施する持続化給付金を受けていないこと、また、今後受ける予定のないこと。■ 本給付金申請の段階で、今後も事業を継続する意思を有していること。 <p>新規創業による特例申請</p> <p>2019年1月以降に新規創業した方は、創業の月から2020年2月までの月平均の売上を、2020年3月から12月までのいずれかひと月と比較することができます。</p>

罹災影響による特例申請

台風等の災害の影響により2019年の売上が下がっている方は、2018年1月から12月までのいずれかひと月と比較することができます。

給付額

一律20万円（1代表者1回限り）

対象となる期間

令和2年

令和3年

1月

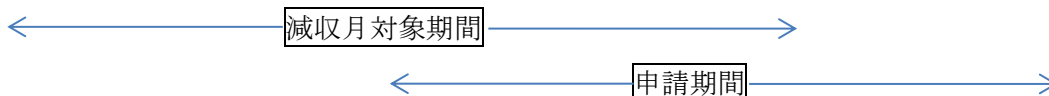
6月

12月

1月

募集開始

申請締切



申請に必要な書類

申請者全員が必要な書類

- ① 交付申請書兼請求書（様式第1号）その1
- ② 直近の確定申告書の写し又は法人登記に係る全部事項証明書、営業許可証など、市内で事業を営んでいることが分かる書類
- ③ 売上減少となった月の売上を証する書類（売上台帳等の写しなど任意の書類で可）
- ④ 売上減少となった月の比較月の売上※を証する書類（直近の確定申告書の写しや売上台帳等の写しなど任意の書類で可）

※白色申告等の方で、昨年の月間売上額が分からない方につきましては、2019年の月平均の売上額（年間売上高÷12月）を算出し比較することとする。

例：③が2020年4月の売上台帳等の場合、④は2019年4月の売上台帳等

- ⑤ 誓約書兼同意書（様式第1号）その2
- ⑥ 通帳の写しなど申請者本人名義の振込先口座が確認できる書類
- ⑦ 運転免許証等申請者の本人確認ができるものの写し
- ⑧ 「いばらきアマビエちゃん」の宣誓書の写し
- ⑨ 申請書類チェックリスト

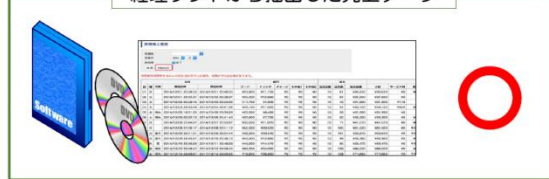
条件に該当する方のみ必要な書類

- 【新規創業の特例を利用される方のみ】
- ⑩ 創業時期が確認できる書類
- 【罹災影響の特例を利用される方のみ】
- ⑪ 罹災証明書等
- 【市外在住の市内個人事業主の方のみ】
- ⑫ お住まいの市町村で取得する市税に未納がないことの証明（納税証明書等）



売上減少が分かる任意書類のイメージ

経理ソフトから抽出した売上データ



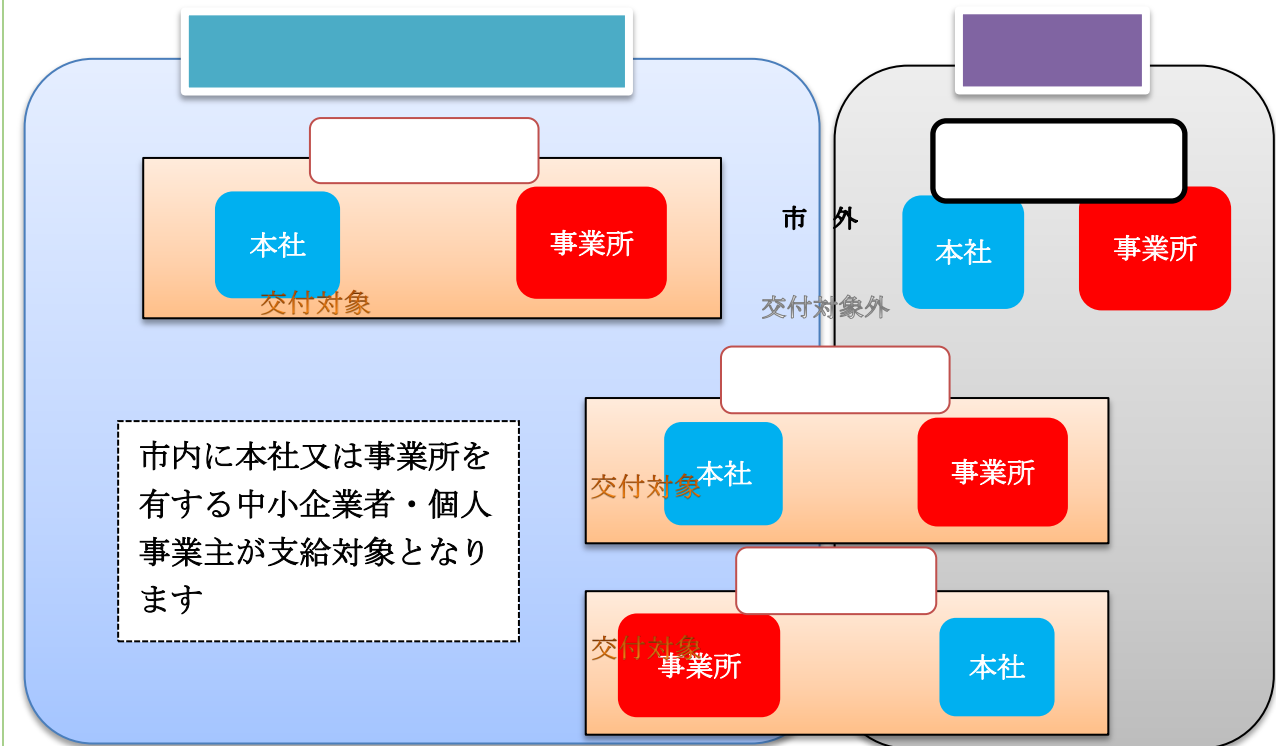
エクセルで作成した売上データ



手書きの売上台帳のコピーなど



支給対象者について



右記の事業収入欄に記載がある方が対象者となります。また記載されている金額が売上額減少率の基準額となります。

令和〇年〇月〇日 令和〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B (FA0125)

住所	フリガナ	氏名	職業	専業主業	専業主業の氏名	専業主業の住所
事業収入等	事業収入	農業収入	不動産収入	配当金	公的年金等	その他
事業収入等	事業収入	農業収入	不動産収入	配当金	公的年金等	その他
税	課税される所得金額	課税される所得金額	課税される所得金額	課税される所得金額	課税される所得金額	課税される所得金額
税	課税される所得金額	課税される所得金額	課税される所得金額	課税される所得金額	課税される所得金額	課税される所得金額

第一表 (令和元年分以降適用) 復興特別所得税の記入

※フリーランスや個人事業主の方で本欄に記載のない方（給与や雑所得で計上）は別添Q&Aを参照してください。

売上減少要件の確認方法

<売上減少の比較時期>

【2019年】

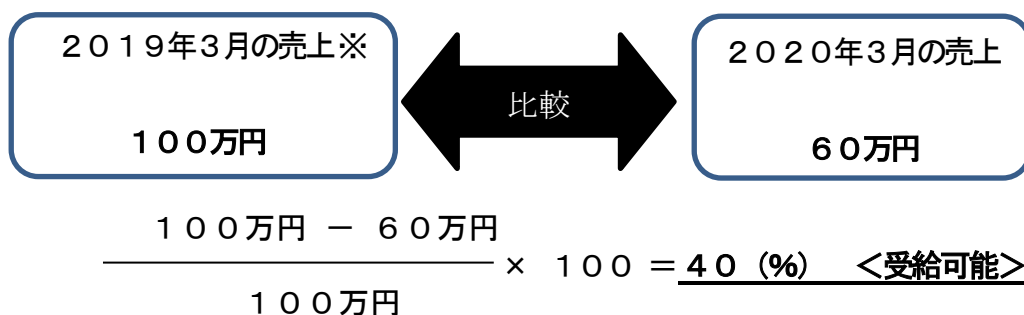
1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

各年同月の売上を比較し、ひと月でも減少率が30%以上50%未満の月があること。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

【2020年】

<減少率の計算例>



※2019年の単月毎の売上が把握できない場合は、2019年の月平均の売上額（年間売上高÷12月）を算出し比較することとする。

申請に関する注意事項

- (1) 市職員が交付対象要件の確認のために、申請者の市税の収納状況を確認させていただきます。
- (2) 国の実施する持続化給付金を受けた場合は、本給付金については返納していただくことになります。
- (3) 支給要件の確認のための実態調査を実施する場合があります。

申請書郵送先

- ・かすみがうら市 市長公室 地域未来投資推進課【千代田庁舎内】
(住所) 〒315-8512 かすみがうら市上土田461番地

申請に関するお問い合わせ及び申請書類等配布窓口（以下3か所のいずれでも対応可能です）

- ・かすみがうら市 市長公室 地域未来投資推進課【千代田庁舎内】
(住所) 〒315-8512 かすみがうら市上土田461番地
(電話) 0299-59-2111
- ・かすみがうら市 都市産業部 農林水産課【霞ヶ浦庁舎内】
(住所) 〒300-0192 かすみがうら市大和田562番地
(電話) 029-897-1111
- ・かすみがうら市商工会
(住所) 〒315-0057 かすみがうら市上土田433-2
(電話) 0299-59-3755

原則 郵送での提出にご協力願います。